お名前	組合員コード	支所名	コース名	班 No.	班コード
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 様	12345678	503 第３支所NNNN	1234	123	1234-567

004105-1-02

重要

大阪よどがわ市民生活協同組合からの

2016年度 出資配当金・利用割戻金・出資金残高のお知らせ

剰余金処分の提案理由

生協では組合員さんの利用で生み出した剰余金を、将来の目的のために積み立てたのち、利用高や出資金に応じて組合員さんに還元します。これを剰余金処分といいます。
剰余金処分の考え方は、
①将来への基盤づくり　②もしもの時の備え　③組合員さんへの還元とします。
共有財産である積立金は1億7,000万円、組合員さんへの還元は3,617万円とします。
剰余金処分は生協法にもとづいて、毎年の総代会で決めます。

出資金の払戻しについて

1 脱退による払戻しは、以下の通りです。

脱退の種類	脱退届の受付期間	出資金払戻し日
法定脱退	毎月20日まで	翌々月末日
自由脱退	毎年12月20日まで	翌年3月21日

・法定脱退とは、エリア外転居、組合員死亡による脱退です。
・自由脱退とは、法定脱退以外の脱退です。

2 出資金を減らす時（減資）にはお願いがあります。

出資金の現在高が10万円以上ある、4万2千円以上を残す、積立増資に参加することです。払戻しは、6月20日までの受付については9月に、12月20日までの受付については3月にお返しします。

3 その他のお知らせ

・出資金の1人あたりの上限は100万円と定めています。
・お手続きは組合員ご本人しかできません。

- 出資配当金、利用割戻金及び出資金への振替について
- 出資金残高について
- 出資金について
- 積立増資について

裏面をご覧ください

出資金振替の場合は手続き・ご連絡などは不要です。

保存版 再発行できませんので、保存してください。

YOD-0.0.00000.00000
YOD-0.0.00000.00000
YOD-15-001-001

00-000001

01-01-03

02-004001-1

(1-415-06-20-01/10)